一般廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

申請者
ふ り が な
住 所
ふ り が な
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号() -

前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第16条第2項の規定により、一般廃棄物処分業の 許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(処分の方法ごとに区					
分して取り扱う一般廃棄物の種目					
事務所及び事業場の所在地	事務所	電話番号	()	_
事業の用に供するすべての施設					
(施設ごとに種類、設置場所、設置年月					
日、処理能力、許可年月日及び許可番号					
(一般廃棄物処理施設の設置の許可を					
受けている場合に限る。) を記載するこ					
と。)					
保管を行う場合には、保管を行うすべて					
の場所の所在地、面積、保管する一般廃					
棄物の種類、処分等のための保管上限及					
び積み上げることができる高さ					
事業の用に供する施設の処理方式、構造					
及び設備の概要					
※事務処理欄					

(裏面)

(表明)								
従業員の	住所氏名等	別紙2のとおり						
1 日 の 並 び に 及 び 取	作 業 区 域 扱 事 業 所	別紙3一①のとおり						
取 扱	料 金	10kgあたり 円						
添付書類及び図面	2 3 (4 事 申 国 申 し 事 ま 申 ま 申 事 申 国 申 し 事 法 申 に き 申 直 す 要 申 ま を 請 お 額 請 前 る が る が 明 が 最 が 旨 始 報 が る び が 年 類 用 が	個人である場合には、住民票の写し又は外E明書 法第7条第5項第4号イからルまでに該当 記載した書類 に要する資金の総額及びその資金の調達方						
備考								

(別紙1)

事務所及び事業場の所在地案内図

所在地	前橋市	町

- (注) 1 この図面は、事業場の所在地ごとに作成する。 2 別途地図を添付することにより代用することができる。

(別紙2-①) 従業員の住所氏名等(役員)

Ħ	□請者(個人である場	場合)		
	(ふりがな)	生年月日	本	籍
	氏 名		住	所
Т	コキュン(汁 レベナ フェ	3 ^)		
Ħ	ョ請者(法人である場			
	(ふ り 名	が な) 称	住	所
	1	14		
3/-		>> 分	日、た担ウナフナポケギベキ	7 担 人)
12		↑広弗14采弗5垻弗2 	号ハに規定する未成年者であ	
	(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	Д Д		住	所
A!	 设員(申請者が法人て	<u> </u> 「ある堪会)		
	(中明石)"仏人(-15	hots:
	(ふりがな)	生 年 月 日	本	籍
	氏 名	役職名・呼称	住	所
		1		

(別紙2-①続紙)従業員の住所氏名等(役員)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数			株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保式出資	有する株 の数又は 資の金額	本	籍
八九八八八八		割	合	住	所
⊥ 令第6条の10に規定する	ろ使用人(由語	老に	当該使用 人	<u> </u> がある場合)	
					<i>₩</i> .
(ふりがな)	生 年 月	日		本	籍
氏 名	役職名・四	下称		住	所
-	L		1		

- 備考 1 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 2 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

(別紙2-②)従業員名簿(役員を除く)

	役職名	氏 名	住所	担当業務及 び資格
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

(注) 資格は廃棄物処理業務に関するもの及び廃棄物処理に準じるものに限る。

作業計画書(中間処理施設)

施設設置場所								
処理方式								
施設の許可若しくは 届出又は承認の番号	年 番号:	月日(処	理能力 t /日)					
	搬入の方法:		,					
	許可業者名 又は搬入者	所在地	廃棄物の種類	取扱量(t)				
西极事类形								
取扱事業所 (搬入)								
(DA) ()								
	保管の方法:							
保管	保管面積	m2	保管容積	m3				
	処理の方法:							
処 理	1日の作業能力	:	t /日					
	作業区域:							
	搬出の方法:							
		所在地	処理委託又は売却別	予定量(t)				
	搬出の方法:	所在地	処理委託又は売却別	予定量(t)				
	搬出の方法:	所在地	処理委託又は売却別	予定量(t)				
搬出	搬出の方法:	所在地	処理委託又は売却別	予定量(t)				
搬出	搬出の方法:	所在地	処理委託又は売却別	予定量(t)				
搬出	搬出の方法:	所在地	処理委託又は売却別	予定量(t)				
搬出	搬出の方法:	所在地	処理委託又は売却別 t /					

作業計画書(最終処分場)

廃 棄 物 処 理 施 設 事 前 協 議		年	月	日	(処:	理能力	t /日)
事業計画 (概要・目的・経 緯等)							
施設の種類	埋立						
処 理 能 力	敷地面積 埋立面積 埋立容積					m ² m ² m ³	
埋立予定期間	年	月	日(~	年	月	B
埋立品目							
埋 立 量			t,	/月(m ³))
埋立方法							
埋立地の管理							
主要設備の概要							

(別紙3-2)

事業の用に供する施設の構造等

施設記号	製造者名型式	廃棄物種類	処理能力(t日)
AA	前橋廃棄物製 AX-83257	<i>木くず</i> 廃プラスチック	3. 8 5. 3
			A A 前橋廃棄物製 木くず

全体配置図

添付のとおり		

(別紙3-③)

事業の用に供する保管の場所等

処理前廃棄物

処理	里区分	保管場所名 又は記号	面積式	面積(m²)	容積式	容積(m³)	廃棄物種類
例	破砕	A	3×2	6	6×2× 1/3	4	木くず
<u>{</u>	計						

処理後廃棄物

処理	里区分	保管場所記 号又は名称	面積式	面積(m²)	容積式	容積(m³)	種類
例	破砕	A -1	3×1.5	4. 5	4. 5×2 ×1/3	3	チップ
	計						
E	1 ET						

※「保管場所記号又は名称」と別紙 3-2の「全体配置図」に記した記号を併せること。

公害防止対策

水質	水質汚濁防止法で規制さ れている物質で排出が予 想される物質及びその濃 度	
	水 量	
関		
係	排 水 処 理 方 式	
	一級河川までの放流 先経路	
大気	大気汚染防止法で規制されている物質で排出が予想される物質及びその濃度	
関	排がカス量	
係	排ガスの処理方法	
騒音	発生源の騒音レベル	
関	敷地境界の騒音レベル	
係	騒 音 防 止 装 置	
振動	発生源の振動レベル	
関	敷地境界の振動レベル	
係	振動防止装置	

続紙

悪臭防止措置	
粉じん防止措置	
飛散防止措置	
流出防止措置	
地下浸透防止措置	
火 災 防 止 措 置	
腐食防止措置	
処理施設への雨水の流入防止措置	
囲いの状況	
中間処理施設であることの 表 示 方 法	

(別紙5)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

事業の開始に要する資金の総額	円				
自己資金	円				
借入資金	円				
事業の開始に際して新たな資金を必要としない理由					
※ 自己資金の場合は金融機関の預貯金残高証明書等を、借入資金の場合は金融機関等の融資証明書等を添付すること。金融機関の証明書等添付欄)					

資産に関する調書

年 月 日

資産の種別	内 訳	数量	金 額(円)
	資 産 計		
負債の種別	内 訳	数 量	金 額(円)

※申請日直近の事業年度の決算書(貸借対照表、損益計算書)を添付することで、代用することができる。

(別紙7)

当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

該当に○を記し、証する書面を添付すること。

添付書類名	○欄
①講習会修了証の写し *注1	
(法人) 役員、事業場の代表者 修了者名[]	
(個人) 申請者、政令で定める使用人 修了者名[]	
年 月 日付け、更新申請・変更許可申請時に添付のため省略 *注3	
②技術管理者の資格を証する書面	
一 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第二条第一項 に規定する技術士(化学部門、 上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)	
二 技術士法第二条第一項 に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	
三 第八条の十七第二号イからチまでに掲げる者 [イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チ]	
四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者 [廃棄物処理施設技術管理者講習会の修了者*注1]	
年 月 日付け、更新申請・変更許可申請時に添付のため省略 *注3	
廃棄物処理法施行令第5条施設を有しないため省略	

- 注1 ①講習会修了証、②四 廃棄物処理施設技術管理者講習会の修了証は、日本産業廃棄物処理振興 センター、日本環境衛生センターが開催する講習会修了者に交付される修了証等です。 []欄は該当する者の氏名、該当の記号に○で囲むこと。
- 注 2
- 前回更新申請書又は変更許可申請書に修了証を添付した場合は、省略ができます。

年 月 日

誓 約 書

(宛先) 前橋市長

申請者 住 所 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

私 ・ 当法人 は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

誓約 書

(宛先) 前橋市長

申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

私 ・ 当法人 は、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第16条の2各号に掲げる 者が、同条で規定する暴力団員に該当しない者であることを誓約します。

- ○前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第16条の2
 - 第16条の2 市長は、前条第1項から第3項までの規定による申請があった場合において、 次に掲げる者が前橋市暴力団排除条例(平成23年前橋市条例第38号)第2条第2号に規 定する暴力団員に該当すると認めるときは、当該申請に係る許可をしないものとする。
 - (1) 申請者(申請者が法人である場合には、その役員)
 - (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人
 - (3) 政令第4条の7に規定する使用人
 - (4) 申請者の事業活動を事実上支配する者

(参考)

- ○前橋市暴力団排除条例
 - 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。
- ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
 - 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
 - (注)前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 16 条第 1 項から第 3 項までの規定による申請とは、一般廃棄物収集運搬業の許可申請、一般廃棄物処分業の許可申請、又は一般廃棄物収集運搬業・処分業の事業範囲の変更許可申請をいう。

従事者証申請者一覧

	氏 名	住	所	担当業務及び資格
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18	-			
19	-			
20				

- (注) 1 処分の作業に従事する従事者全員申請すること。
 - 2 一般廃棄物処分業従事者証交付申請書の申請者と同じ。

從事者証交付·再交付申請書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

住 所 氏 名 電話番号 ()

前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第18条第3項の規定により、一般廃棄物収集運搬業・処分業従事者証の交付・再交付を受けたいので申請します。

記

住 所

氏 名

職名

生年月日 大·昭·平 年 月 日 生

写 真 添 付

- 1 6か月以内に撮影したものに限る
- 2 写真裏面に氏名を記入する
- 3 のりの部分だけのりづけする

O 9

O 19

サイズ (縦3.0cm×横2.4cm)